

青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について

平成30年8月
府民生活部
(青少年課)

■自画撮り要求行為の規制について

I 規制の必要性及び条例改正の趣旨

- 青少年（18歳未満の者（府青少年健全育成条例第12条））が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影し、画像をメール等で送られるいわゆる「自画撮り被害」が全国的に多発する中、京都府においても発生。

<児童ポルノの自画撮り被害児童数の推移>

年	24	25	26	27	28	29
全 国	207	270	289	376	480	515
京都府				4	16	9

※京都府の被害児童数は京都府警が検挙した事件の被害児童数を示す

- 青少年に自画撮りした画像の提供を求める行為は、青少年の判断能力の未熟さにつけこんだ卑劣な行為であり、画像を送付した青少年は、不登校や将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれたり、その画像がインターネット上に流出すれば回収がほぼ不可能で、将来に渡り青少年を苦しめる要因となる危険性があることから、被害の未然防止が不可欠。
- 現行法では自画撮りした児童ポルノ等の提供を求める行為が規制されていない。
 - ・ 児童ポルノ規制法では、画像が相手方に提供された時点にならないと処罰対象にならない
 - ・ 刑法上の強要罪の未遂は人が畏怖する程度でないと処罰対象にならない
- このため、「青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、自画撮り画像の提供を求める行為そのものを規制する。

<他府県状況（既に条例で行為を規制した都道府県）>

東京都 条例改正済（29年12月議会）30年2月1日施行
兵庫県 条例改正済（29年12月議会）30年4月1日施行

II 主な改正内容

- ① 何人も青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等※の提供を求めてはならない。
 - ※ 児童ポルノ規制法に規定する児童ポルノ等をいう
- ② ①に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めたものであって、次いずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとする。
 - ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、提供を行うよう求めた者
 - イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うよう求めた者

III 施行期日

平成30年7月17日
(ただし、罰則については平成30年8月16日)